

## ■手続きフローチャート:固定資産の所有者が亡くなったとき

固定資産税は1月1日時点の所有者に課税となります。

固定資産の所有者が亡くなったときは、**相続登記**を●  
3年以内に、法務局で申請しなければなりません。

- ・未登記物件がある場合は…※1参照
- ・相続放棄をしている場合は…※2参照
- ・故人が口座振替を設定していた場合は…※3参照



**不動産の相続登記は  
義務化されています！**

詳しくは、  
千葉地方務局木更津支局  
22-2531(音声案内2)

被相続人が死亡した年の12月31日までに相続登記は  
完了しますか？

**完了する(した)**

固定資産税は翌年度分から、  
新所有者あてに課税となります。

**完了しない(できない)**

### ※1 未登記物件がある場合

相続物件に未登記の家屋  
がある場合は、別途、市  
役所資産税課へ手続きが  
必要です。



未登記家屋に  
関する手続き  
のページ

### ※2 相続放棄をしている場合

その旨が確認できる相続放棄申述書  
等の写しを市役所資産税課へ提出して  
ください。

### ※3 故人が口座振替を設定していた場合

別途、口座変更等の手続きが必要で  
す。市役所収税対策室 23-8714

### ① 相続人の代表者指定届出書

亡くなった所有者の納税義務を  
承継し、納税通知書等を受け取  
る代表者を決めていただきます。  
※オンライン申請可。

【地方税法第9条の2】

### ①+②

お手数ですが、①相続人の代  
表者指定届出書 および  
②現所有者申告書の両方(提  
出書面の表裏)の手続きをお  
願います。  
②については原則、死亡日か  
ら3カ月以内にご提出くださ  
い。

### ② 現所有者申告書

相続人などの新たな所有者となっ  
た方は、ご自身が現所有者であるこ  
とを申告する必要があります。不動  
産登記簿のご名義が変更されるま  
での間は、現所有者の方に課税さ  
れます。※状況に応じて添付書類が  
必要となります。

【地方税法第384条の3】

【木更津市税条例第74条の3】

### 【注】

・市役所へ提出していただく上記①・②の手続きは、登記や相続税等の手続きとは関係あり  
ません。恐れ入りますが、相続登記については法務局(千葉地方務局木更津支局)へ、相  
続税については亡くなった所有者の住所地を所管する税務署へご確認ください。



法務省 HP 国税庁 HP

・現所有者申告書の提出が無い時は、やむなく市役所にて、法定相続人の中から代表者を  
認定させていただくことがあります。

・この手続きフローチャートにおける「相続人」とは、法定相続人、特別縁故者など、相続権を有する人です。